

《どうぎんアプリ》ご利用規定

「どうぎんアプリご利用規定（以下、「本規定」といいます。）」は、どうぎんアプリを利用する場合の取扱いを明記したもので、なお、特段の定めがない限り、別に定める「道銀ダイレクトサービスご利用規定」における定義は本規約においても適用されるものとし、本規約に定めがない事項については、「道銀ダイレクトサービスご利用規定」が適用されます。

第1章 総則・共通事項

第1条 サービスの内容

- 「どうぎんアプリ」（以下「本サービス」という）とは、お客様のスマートフォンにダウンロードされた当行所定のアプリケーション（以下「本アプリ」という）を使用して「道銀ダイレクトサービス」から取得した口座情報等を閲覧・保存できるサービス、振込・振替サービス、ワンタイムパスワードサービス、道銀ダイレクトサービスへリンク等が行えるサービスです。なお、本サービスを利用できるスマートフォンは、当行所定の機種（以下「指定機種」という）に限られます。
- 「道銀ダイレクトサービス」とは、個人のお客さまが、パーソナルコンピューター、スマートフォン等の端末により、インターネットを利用して「道銀ダイレクトサービスご利用規定」で当行が定める各種サービスを利用できるサービスをいいます。本サービスのご利用登録を行うと、同時に「道銀ダイレクトサービス」についても利用登録されます。
- 本サービスでは以下のサービスを利用することができます。
 - 振込・振替
 - 残高・取引明細照会
 - 税金・各種料金払込
 - ワンタイムパスワード
 - 道銀ダイレクトサービスへの自動ログイン
 - 位置情報を用いた情報配信
 - その他当行が定めるサービス
- 本サービスの利用は、日本国内に限られます。

第2条 規定への同意

本規定にご同意いただけないお客様は、本サービスをご利用いただけません。

第3条 ご利用条件

- お客様は、本規定にご同意いただいた上で、以下の条件を全て充足する場合、本サービスを利用できるものとします。

- (1) あらかじめ本アプリをお客さまのスマートフォン(但し、指定機種に限るものとします。以下同じ。)において利用できる状態にしておくこと。
- (2) 第4条に基づくアプリパスワードの登録が完了していること。(但し、位置情報を利用した情報発信サービスのみを利用される場合はこの限りではありません。)
- (3) 第5条に基づく本人確認が完了していること。(但し、位置情報を利用した情報発信サービスのみを利用される場合はこの限りではありません。)
2. 本サービスは、お客さまが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、該当する場合には利用できません。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. お客さま自らまたは第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合、本サービスは利用できません。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
4. 2021年5月以前から本サービスをご利用しているお客さまは、2021年5月以降のアップデートにより、旧データを移行します。アップデートは当行所定の期間で行うこととし、アップデートが完了しない状態で当行所定の期間を経過した場合は、本サービスは利用できません。また、移行時に本サービスに登録されている口座のうち、「道銀ダイレクトサービス」の契約がない場合は、同時に「道銀ダイレクトサービス」の利用登録がされま
- す。

第4条 アプリ暗証番号の登録

お客さまは、本サービスをご利用になる際に、あらかじめお客さまのスマートフォンより本アプリのご利用パスワード(以下「アプリ暗証番号」という)をアプリに登録するも

のとします。

第5条 本人確認

本サービスのご利用における本人確認は、お客様のスマートフォンから当行に送信していただくログインパスワードを当行が照合することにより行います。但し、位置情報を利用した情報発信サービスのみをご利用される場合は、この限りではありません。

第6条 スマートフォンの管理

1. お客様は、本アプリをインストールした指定機種が第三者に渡らないように厳重に管理するものとし、指定機種が紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。
2. お客様は、本プログラムをインストールした指定機種がコンピューターウィルスや不正プログラムに感染しないよう十分注意するものとします。

第7条 パスワード等の管理

お客様は、お客様のスマートフォンが第三者の手に渡り、かつパスワードが知られた場合には、当該第三者により本サービスが不正利用されることによりお客様の情報が外部に漏れたり、お客様に損害が発生したりする可能性があることを十分認識したうえで、お客様の責任においてスマートフォンおよびパスワードを厳重に管理し、これらを第三者に貸与または開示してはならないものとします。

第8条 アプリケーションの初期化

お客様は、当行所定の方法により、本アプリを初期化することができます。この場合、本アプリで保持している各種情報は消去されますが、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第9条 お知らせ

本アプリでは、お客様のスマートフォンへ当行及び当行の関連会社の商品・サービスに関するキャンペーンやセミナーなどの情報を配信することができます。この際、お客様が利用するスマートフォンの位置情報を利用することができます。お知らせの配信を希望しない場合は、本アプリの設定画面にてお知らせ受信の設定をオフにしてください。また、位置情報によるお知らせの配信を希望しない場合は、本アプリの設定画面にて位置情報の送信設定をオフにしてください。

第10条 免責事項

1. スマートフォン端末の機種変更、初期化、電波の届かない場所での利用、回線障害の発生等により、本サービスが利用不能の場合、本サービスに関して当行から送信した情報・データの伝達が遅延もしくは不能となった場合、または本サービスを利用して保存した情

報・データが喪失した場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

2. 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない理由、または裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由により、本サービスの取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

3. お客様のパスワードなどが第三者に使用されたことにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

4. 通信経路における盗聴、スマートフォン端末の不正利用、スマートフォン端末のコンピューターウィルスによりお客様に生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

5. 本アプリのアップデートが必要となった場合で、当行所定の期間にアップデートがなされず、本サービスが利用できなくなった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

6. その他当行以外の責に帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合、当行は一切の責任を負いません。

第11条 権利帰属等

1. お客様は、本サービスに基づく利用者の権利を譲渡または質入れできません。

2. 当行は、お客様による本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

第12条 規定の変更

1. この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

2. 規約の変更日以降は、変更後の規約に従うものとし、この変更によって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

第13条 サービスの追加

今後、本サービスで追加される新サービスについては、新たな申込み無しにご利用できるものとします。

第14条 サービスの変更・終了

1. 当行は、当行の都合で本サービスを変更・終了することがあり、この変更・終了によって生じた損害について当社は一切の責任を負いません。

2. お客様が「道銀ダイレクトサービス」の契約を解除した場合は、本サービスの利用も自動的に終了します。

第15条 顧客情報の取扱い

1. 本サービスの利用に関し、当行はお客様の情報を本サービスおよび「道銀ダイレクトサービス」の提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当行は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、お客様の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。
2. お客様が申込み時に入力頂いた内容を、ダイレクトメールの発送等（郵送、電話、電子メール等による各種ご案内をいいます）、銀行および関連会社の預金・融資・その他各種金融商品やサービスに関するご案内、ご提案のために利用することができます。

第16条 本サービスのご利用に際しての注意事項

1. 本サービスの利用および本アプリのダウンロードには別途通信料がかかり、お客様のご負担となります。（バージョンアップの際や本アプリが正常に動作しないことにより再設定などで追加的に発生する通信料も含みます。）
2. お客様は、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく本アプリを日本国から輸出してはなりません。
3. お客様が本サービスをご利用になるスマートフォンを変更または処分する場合には、本アプリを必ず削除してください。
4. スマートフォンから本アプリを削除した後に、同一のスマートフォンで本サービスをご利用いただく場合には、再度、本アプリをダウンロードしていただいたうえで、第4条に基づき当行へのアプリ暗証番号を登録していただく必要があります。
5. 当行とは関係のない第三者の作成した類似アプリにご注意ください。パスワードなどを不正に取得したり、コンピューターウィルスに感染させる悪意ある類似のアプリケーションが公開されている可能性があります。
6. 本サービスをご利用にあたってはスマートフォンのセキュリティソフトを導入するなどセキュリティ対策を行ってください。
7. 本サービスをご利用中のスマートフォンを盗難・紛失された場合には、すみやかに当行に連絡するとともに、お客様が加入している通信事業者（キャリア）へも連絡し回線停止のお手続きを行ってください。

第17条 規定の準用

本サービスに関し、本規定に定めていない事項については、当行の各種預金規定をはじめとする各種規定により取扱います。

第18条 準拠法・管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場

合には、当行本店の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とすることとし、利用者もあらかじめ合意します。

第2章 利用できるサービスの内容

第19条 振込・振替

「道銀ダイレクトサービス」ご利用規定第17条「振込・振替・らくらく自動送金」に規定する内容のうち、振込・振替について規定する部分を適用します。

第20条 残高・取引明細照会

「道銀ダイレクトサービス」ご利用規定第18条「残高・取引明細照会」に規定する内容を適用します。

第21条 税金・各種料金払込

「道銀ダイレクトサービス」ご利用規定第21条「税金・各種料金払込」に規定する内容を適用します。

第22条 ワンタイムパスワード

「道銀ダイレクトサービス」ご利用規定第27条「ワンタイムパスワード」に規定する内容を適用します。ただし、ハードウェアトークンに関する内容は除きます。

第23条 「道銀ダイレクトサービス」への自動ログイン

本サービスから「道銀ダイレクトサービス」の各種取引の画面へ遷移する際に、「道銀ダイレクトサービス」のログイン操作を省略するサービスです。

第24条 ことら送金サービス

ことら送金サービスの利用には、「どうぎんアプリことら送金サービス特約」に規定する内容を適用します。

第25条 ことら税金払込サービス

ことら税金払込サービスの利用には、「どうぎんアプリことら税金払込サービス特約」に規定する内容を適用します。

第26条 アプリからの口座開設

本サービスからの普通預金および投資信託口座の開設には、「どうぎんアプリからの口座開設に係る特約」に規定する内容を適用します。

第27条 住所・電話番号・名義変更

1. 本サービスから取引店へ届けている住所・電話番号・名義などの変更をお申込みいただけます。ただし、当行所定の条件を満たしている場合に限ります。
2. 当行所定の条件を満たしていない場合は、当行所定の方法によりその旨を通知し、申込みはなかったものとします。また、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
3. 変更届出の受理日は当行における手続き完了日とします。依頼日より手続き完了までの間に、変更が行われなかつたことによって、お客さまに生じた損害についても当行は責任を負いません。

第28条 キャッシュカード停止・再開

1. 本サービスからお手元のキャッシュカードの利用停止または再開をお申込みいただけます。
2. キャッシュカードの利用停止中は、キャッシュカードを使用した自動機での入出金や振込などのサービスをご利用いただくことができません。
3. 本機能でキャッシュカードの利用停止をお申込みいただいた場合であっても、当該カードについて盗難・紛失等の届け出があったものとはみなしません。カードの盗難・紛失等を認知した場合は、「道銀キャッシュカード規定」第10条「カード・暗証の管理等」および第13条「カードの紛失、届出事項の変更等」に基づき、すみやかに所定の方法で当行への届出を行ってください。カードの紛失・盗難等に関する当行への届出が行わなれなかつたことによって、お客さまに生じた損害についても当行は責任を負いません。

第29条 投資信託口座・NISA口座開設

本サービスからの投資信託口座およびNISA口座の開設には、「どうぎんアプリからの口座開設に係る特約」に規定する内容を適用します。

第30条 紛失・発見・再発行

1. 本サービスから以下の届出や申込みをいただけます。
 - (1) キャッシュカードまたは通帳の紛失届出
 - (2) 紛失を届け出たキャッシュカードまたは通帳の発見届出
 - (3) 紛失を届け出たキャッシュカードの再発行申込
 - (4) 紛失を届け出た通帳のWeb専用口座への切替申込
2. 本サービスによりキャッシュカードの再発行を申し込まれた場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。この場合、当行は普通預金規定、総合口座取引規定、道銀キャッシュカード規定にかかわらず、普通預金通帳または総合口座通帳および払戻請求書の提出なしに、代表口座から再発行手数料を引落できるものとします。

第31条 口座解約

1. 本サービスから口座解約をお申込みいただけます。
2. 本サービスの対象となる口座は、本サービスに登録された代表口座・関連口座のほか、当行所定の預金口座に限ります。また、口座残高が当行所定の金額を下回る等当行所定の条件を満たしている口座とします。ただし、取引状況により本サービスから口座解約をお申込みいただけない場合がございます。
3. 本サービスから口座解約をお申込みいただいたことで、口座振替が引落不能になった場合など、お客さまに生じた損害については、当行は一切その責任を負いません。
4. 本サービスにより口座解約を申し込まれた場合、当行での手続きが完了した後は、口座解約申込を取り消すことはできません。

以上

(2025年10月27日現在)